

意見用紙

令和 4 年 10 月 3 日

杉並区個人情報保護条例の改廃等に
向けた基本的な考え方検討部会 委員

氏名 浅見 雄 輔

【報告書案について】

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
3 (3)	<p>基本理念の 1 番目「個人情報の具体的な重要性について言及すること」の意味が分かりにくい。「個人情報の具体的な重要性」とは？「個人情報を利用することの重要性？」、「個人情報を保護することの重要性？」。</p> <p>⇒いただいたご意見を踏まえ、報告書の記載を修正し、13 日の第 4 回部会にてお示しさせていただきます。</p>
3 (3)	<p>「区の責務」について、まず謳うべきは、二番目の中黒に記載されているセキュリティ対策であり、漏洩防止では。それが確保されたうえでの利活用では。</p> <p>⇒いただいたご意見を踏まえ、報告書の記載を修正し、13 日の第 4 回部会にてお示しさせていただきます。</p>
5 (5)	<p>「(4) 当部会の考え方」の一段落目「個人情報の重要性に言及しつつ個人情報の適正な取扱いを通じて区民等の権利利益を保護することを目的とすることで、杉並区の個人情報保護への姿勢を明らかにすることが望ましい。」の意味が分かりにくい。上記同様ここでの「個人情報の重要性」とは「個人情報を保護することの重要性」という意味か？</p> <p>また、「しつつ」という表現は好ましくないのでは。まず個人情報を保護し、それがしっかり出来たうえでの利活用ということになるのであり、「しつつ」ということではないのでは。部会の議論でも、また法の趣旨からも、両者が価値的に同じということではなかったのでは。</p> <p>⇒いただいたご意見を踏まえ、報告書の記載を修正し、13 日の第 4 回部会にてお示しさせていただきます。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
5 (5)	<p>「(4) 当部会の考え方」の二段落目「個人情報の有効な活用を考慮しながら、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施する」という表現は？有効な活用をするために情報通信技術を活用するのであり、「しながら」という接続詞で結ぶのは？</p> <p>また、この二段落目もあくまでも個人情報の保護が確保されているということが大前提ということは繰り返し強調してもいいのでは。</p> <p>⇒いただいたご意見を踏まえ、報告書の記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p>
15 (16)	<p>文意を明確にするために、「(4) 当部会の考え方」、下から二行目「専門的な知見に基づく意見を聴く機会を確保すること」の次に「、すなわち、審議会の意見を聴くことを義務付けることで」を加入してはどうか。</p> <p>⇒いただいたご意見について、個人情報保護委員会に問い合わせたところ、審議会への諮問を必須とする（＝義務付ける）規定を設けることは法の趣旨に反し認められないとの回答がございましたため、報告書への追記を見送らせていただきます。</p>
24 (24)	<p>一番目の中黒の最終行の「運用すべき」は「規定すべき」と修正すべき。運用ではなく、条例で義務付けるべきだし、部会でもそのような意見ではなかったか。</p> <p>⇒いただいたご意見について、個人情報保護委員会に問い合わせたところ、審議会への諮問を必須とする（＝義務付ける）規定を設けることは法の趣旨に反し認められないとの回答がございましたため、報告書への追記を見送らせていただきます。</p>

意見用紙

令和4年10月5日

杉並区個人情報保護条例の改廃等
に向けた基本的な考え方検討部会 委員

氏名 細川えみ子

【報告書案について】

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
1 (1)	最後の段落 「国会へ提出される運びとなった。」で終わらずに、「可決された」ところまで書き込んだ方が良いと思います。 「3 個人情報保護制度の見直しの必要性」では「「デジタル改革関連法」が公布され、」から始まってしまうので、「国会での可決」はどちらかで触れるべきと考えます。 ⇒いただいたご意見を踏まえ、報告書の記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。
16 (17)	要配慮個人情報 ここでは法律の内容が書かれているようなので、他の項目になるのかもしれませんが、私としては「性自認や性的指向」は配慮すべき個人情報だと思いますので、どのように配慮されるのか気になります。 ⇒「性自認や性的指向」については、改正法上の要配慮個人情報に規定されておらず、また、当部会において条例要配慮個人情報を「個人情報それ自体が地域性を内包し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」と捉えた上で条例要配慮個人情報には該当しないものとの結論をいただいておりますため、「(条例) 要配慮個人情報」として取り扱うことは想定しておりませんが、当該情報の収集に当たっては内部審査において収集の必要性などを十分に審査するとともに、当該情報を取り扱う際には慎重な運用を図るよう努めてまいります。

意見用紙

令和4年10月6日

杉並区個人情報保護条例の改廃等に
向けた基本的な考え方検討部会 委員

氏名 水町 雅子

【報告書案について】

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
-	<p>・この報告書様式について意見を述べる。報告書の該当ページが複数ページに渡る意見を記載するためには、左側のページ欄に改行等を多数入れる等しなければいけず、非常に使いにくい。意見を記載するのにあまり支障がでないように、意見用紙を作成していただければと思う。</p> <p>⇒ご不便をお掛けし大変申し訳ございませんでした。いただいたご意見を踏まえ、今後同様の様式を作成する際は注意いたします。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
4 (4, 5)	<p>・「区民福祉の増進が目的となってしまうような基本理念になると、法の趣旨に反してしまう」「新条例の第1条は、基本理念や個人情報の保護に対する区の方考え方を盛り込む形とするのが望ましい。先進的な施策による区民の福祉、生命・身体の保護や、その際のセキュリティ対策に関する記載は、区の責務として第2条以降に規定することが望ましい」は、区が提示した案文に問題があったから出た意見であり、区が提示した案文が報告書では消えている中では、これらの意見の意味が伝わらないのではないかと（なぜ区民福祉の増進が法の趣旨に反するのか等）。部会に参加していない人向けの報告書であると考えるので、部会に参加していない人がぱっと読んで、理解できる記載にすべき。</p> <p>⇒いただいたご意見を踏まえ、別添のとおり各委員のご意見の内容をより具体的に盛り込んだ形で報告書の記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p> <p>基本理念の案文については、第1回部会において、基本理念に盛り込む事項を箇条書きでご提案させていただいた際に、条文の素案があったほうが良いとのご意見をいただいたことから作成したものであり、法務部門との調整も済んでいない未確定のものであるため、報告書への掲載はしておりません。なお、今までの部会でお示しした案文は、その他の資料と併せて部会資料としてHPに掲載しております。</p> <p>・また、今回の報告書案からは具体的案文が消えているが、区がこれまで提示した案文を見ると、目的について努力義務と義務が主客転倒していたりなど、問題が見られたため、実際に案文を作成する際に、これまでのような問題を生じさせないように、十分注意してほしいし、それを報告書にも明記してほしい。</p> <p>⇒条例案の作成に当たっては主客転倒した条文とならないよう十分に注意するとともに、いただいたご意見について、別添のとおり報告書に明記し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p>
6 (7)	<p>・「実費を無料にすることで大量の請求を何度も行うようなケースがある」とある。加藤委員の第1回のご発言かと思われる。議事録を読み返してみたところ、加藤委員のご発言であれば理解できるが、大量請求であっても正当なものはあって、大量請求が必ずしも悪いわけではなくて、悪用や悪用に近いケースが悪いだけなので、今の報告書案だと、大量請求が悪いといった意味合いになりかねないので、修正した方が良く考える。</p> <p>⇒いただいたご意見について、加藤委員の第1回部会でのご意見の趣旨を適切に反映させた形で別添のとおり報告書を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
12 (13)	<p>・「また、手数料の規定を設けることにより、区は行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する意向であると捉えられる可能性がある。」→「また、行政機関等匿名加工情報の提供を実施しないにもかかわらず、暫定的に手数料の規定を設けるとすると、区は行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する意向であると捉えられる可能性があるので、提供を行わないのであれば手数料規定も定めない方が良い」</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、当該記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p>
12 (13)	<p>・「非識別加工情報（≡匿名加工情報）の提供制度」→「非識別加工情報（≡行政機関等匿名加工情報）の提供制度」</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、当該記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p>
13 (14)	<p>・「このため、現段階では同制度へのニーズは乏しいと思われる。」→削除すべきと考える。なぜなら、実際の提案件数は少なくとも、ニーズ自体はあるとも思われるためである。現状、制度が知られていない又は手続が煩雑である、手数料が高額である等の理由から、提案を行わない事業者も存在すると思われる。杉並区が同制度を導入しないのは、ニーズの乏しさというよりも、適切な運用ができるかどうかという理由が大きいと思うので、削除を提案する。</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、当該記載を削除し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
19 (18, 20)	<p>・杉並区事務局回答で「お見込みの通り個人情報保護法に基づく開示請求の場合は開示となることをご案内することとなる」とあるが、私の質問意図としては、情報公開制度と個人情報開示制度とで差異がある場合は、どちらを選択するかで開示・不開示が異なってしまうので、教示制度等を使って、市民等への案内を適切に行ってほしいという意図だが、かかる意図が区に伝わっているかが不明瞭である。どの制度を選択するかで開示/不開示の結果が異なってしまうと、「請求者等の権利利益の保護の観点から支障」が生じていると考えられる。したがって、(4) 当部会の考え方の該当記載（「請求者等の権利利益の保護の観点から支障は生じていない」）に対してはそもそも賛成できないし、支障が生じることのないよう、適切な案内・教示を行う旨を事務局として回答すべきだし、部会の考え方にも記載すべきではないか。</p> <p>まず、①情報公開条例と改正個人情報保護法と現行個人情報保護条例の開示/不開示事由について一個一個具体例を思い浮かべながら比較検討し、②その結果、差異が生じるものの、個人情報保護施行条例で対応しない部分については、「請求者等の権利利益の保護の観点から支障」が生じないよう、運用面で配慮すべきである。①についてもあまり十分なされていないようにも思われるが、②については少なくとも報告書に明記すべきではないか。</p> <p>こちらの質問意図が不明瞭であれば、メールや電話で確認するなどしていただきたい。</p> <p>⇒現在においても、情報公開請求・自己情報開示請求の受付に当たっては、窓口等で請求を希望される情報についてお話を伺ってから、情報公開請求と自己情報開示請求の差異についてご案内・教示を行っているところですが、改正法施行以降も引き続き同様の運用を行うこととし、請求者等の権利利益の保護の観点から支障が生じないよう対応してまいります。また、この旨について、報告書（p. 20）の第3回部会前にいただいたご意見に対するご回答を記載した部分に追記をさせていただきました。</p> <p>また、同頁の「(4) 当部会の考え方」について、区からの適切な案内・教示を行うことで請求者等の権利利益の保護の観点から支障が生じないよう運用面で配慮しなければならぬ旨追記しました。</p> <p>なお、より分かりやすい内容の報告書とするため、情報公開請求と自己情報開示請求の制度概要について「(1) 区の現行制度」(p. 18)に追記をいたしました。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
卷末資料 1 (20, 卷 末資料 1)	<p>・右から2列目は「当部会の考え方」とあるが「区事務局の考え方」ではないのか。 ⇒いただいたご意見のとおり、当該記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p> <p>また、「(4) 当部会の考え方」(p.20)に、卷末資料1「関係規定比較表」が杉並区事務局から示されたものであることが分かるよう記載を修正しました。</p>
卷末資料 1 (卷末資 料1)	<p>・No5「請求者以外の個人に関する情報は、改正法第78条第1項第2号イまたはロ(略)に含まれる」とあるが、イ又はロに含まれない場合もあると思うのに、なぜ断定的記載となっているのか。含まれない場合は、個人情報保護制度では不開示となると思われる。上記と繰り返しになる上、前回、意見提出した際に、No5について具体例をこちらで考えて、こういう場合もきちんと教示するのかと聞いているので、回答いただきたい。</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、断定的な記載とならないよう文言を修正いたしました。</p> <p>なお、第3回部会の開催前にご意見をいただいた際に「「情報公開請求」も可能ではありますが、請求者が自らの届出等に関する情報の開示(公開)を求める場合は一義的には自己情報開示請求をご案内することになるかと思っております。」と回答させていただきましたが、このような場合においても、窓口等で請求を希望される情報についてお話を伺い、情報公開請求と自己情報開示請求の差異についてご案内・教示を行うことにより、請求者等の権利利益の保護の観点から支障が生じないよう配慮してまいります。</p> <p>・No11についても、改正法78条1項3号但書に該当しない場合もあると思われる。 ⇒ご指摘のとおり、当該但書に該当しない場合があることも考えられるため、断定的な記載とならないよう文言を修正いたしました。</p> <p>・No17・23は、情報公開条例6条1項4号ではなく、6条1項3号本文・4号・5号だと思われるが、如何。 ⇒No.17・23は、前提として、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が対象となっています。(改正法第78条第7項)この点、情報公開条例第6条第1項第3号は「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び独立行政法人を除く。)に関する情報等」が対象となっており、両者の規定は対象とする情報が異なっているものと考えます。</p> <p>他方、情報公開条例第6条第1項第5号については、ご指摘のとおりNo.17・23の情報が該当する可能性が考えられるため、該当箇所を「当該情報は、情報公開条例第6条第1項第4号(16の欄に記載)及び第5号(15の欄に記載)に具体的な明記はないものこのれに含まれるものと考えられる。」と記載を修正しました。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
卷末資料 1 (卷末資料1)	<p>・No19～22 については、「同趣旨と判断する」と記載されており、記載ぶりが他と異なるが、どうしてか。</p> <p>⇒他と記載ぶりを変えることにより特段の意味を持たせる趣旨の記載ではないため、No. 19, 20, 22 について「これに含まれるものと考えられる」と文言を修正しました。</p> <p>・No21 について、情報公開条例の「立入調査」と改正個人情報保護法の「調査研究」は異なると思われる。情報公開条例の「立入調査」というと、取り締まりの前提となる事実の調査的側面が強い一方、「調査研究」だと新技術や政策等の調査研究的側面が強いように思われる。「情報公開条例 6 条 1 項 3 号本文・4 号・5 号に該当する場合がある」が正確なように思うが、如何。</p> <p>⇒No21 は、前提として、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が対象となっています。(改正法第 78 条第 7 項) この点、情報公開条例第 6 条第 1 項第 3 号は「法人その他の団体 (国、独立行政法人等、地方公共団体及び独立行政法人を除く。) に関する情報等」が対象となっており、両者の規定は対象とする情報が異なっているものと考えます。</p> <p>他方、情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号については、ご指摘のとおり No21 の情報が該当する可能性が考えられます。</p> <p>また、ご指摘のとおり「立入調査」「調査研究」は同じ「調査」という文言が含まれているものの、その意味合いは異なるものと考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、該当箇所を「調査」「立入調査」等の類似の文言が、現行条例第 18 条の 2 第 1 項第 4 号 (16 の欄に記載) 及び情報公開条例第 6 条第 1 項第 4 号 (16 の欄に記載) に記載されているほか、具体的な明記はないものの情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号 (15 の欄に記載) にも該当する可能性があると考えられるため、このいずれかに含まれるものと考えられる。」と記載を修正しました。</p> <p>・No24 の結論には賛成だが、理由付けには反対である。法令により公開できないとされている情報であっても、国から追加してはいけないと言われているので、個人情報保護法で非公開としないように読めてしまう。「改正法 78 条 1 項のいずれかに該当するものと考えられる (QA 参照)」ので、条例で手当てしないというのが理由付けとして正しいと思われる。</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、個人情報保護委員会の見解を踏まえ、新条例に不開示情報として追加する旨の規定は設けないという理由付けに記載を修正しました。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
卷末資料 1 (卷末資料 1)	<p>・No25 について、情報公開条例では本人の個人情報であっても一律不開示とするのか。 ⇒情報公開請求は誰でも請求することができる制度であり、請求内容が同じ請求に対しては誰に対しても同じ公開・非公開の決定を行う制度です。 そのため、個人情報については、情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号但書に該当しない場合は、たとえ請求者本人の情報であっても一律非公開となります。</p>
21, 22 (22)	<p>・「(4) 当部会の考え方」の上から 4～5 行目の「その性質を異にする」の記載には反対する。性質は異にしないと考える。</p> <p>・「(4) 当部会の考え方」の最終行の「個人情報ファイル簿で網羅することができない」とあるが、義務付け対象外なだけであって、1000 人未満のものについても、任意に個人情報ファイル簿に記載すればよいのではないか。この記載には反対である。</p> <p>・「(4) 当部会の考え方」上から 1 行目の、「個人情報の適正な収集、管理、利用を堅持するためにも」の記載には反対である。</p> <p>・「(4) 当部会の考え方」としては、P22 の「一方で」の段落部分から「一方で、」を削除した記載のみでよいのではないか。</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、「(4) 当部会の考え方」の記載を修正し、13 日の第 4 回部会にてお示しさせていただきます。</p> <p>なお、p21・22 に関していただいたご意見に対する事務局の考え方を以下のとおりお示しさせていただきます。</p> <p>まず、「その性質を異にする」という記載ですが、個人情報ファイル簿は単独又は複数の業務で使用される個人情報のデータベース（紙又は電子）である個人情報ファイルに係る帳簿であり、個人情報登録票は実施する業務単位で取り扱う個人情報を記録する帳簿であるため、作成の観点異なるものとなります。事務局では、これを指して「その性質を異にする」と記載していたものです。</p> <p>なお、事務局としては、個人情報登録票に付属する外部委託記録票や目的外利用記録票も引き続き作成を行うことで、個別の外部委託事案や目的外利用事案等で使用する個人情報の項目を把握する必要があると考えております。</p> <p>また、自己点検表を用いた内部審査により承認された案件ごとの個人情報の項目等を記録し、何の業務でどの個人情報をどのように取扱っているかを把握するためには、これらの記録票を引き続き作成する必要があると考えております。</p> <p>次に、「1,000 人未満の個人情報ファイル簿の作成」についてですが、個人情報登録票は個人情報の件数に関わらず作成をするものであり、個人情報登録票を引き続き作成する場合は 1,000 人未満の個人情報ファイルについても区が保有する個人情報を把握することができるため、個人情報ファイル簿については改正法の規定どおり 1,000 人以上のも</p>

のについて作成することとしたいと考えています。

「個人情報の適正な収集、管理、利用を堅持するためにも」の記載についてですが、改正法は個人情報ファイル簿によってのみ保有個人情報の管理を想定しているところ、「堅持」という表現を使用することで個人情報ファイル簿のみによる保有個人情報の管理は不十分であるかのように捉えられる可能性があり、適切ではないという趣旨と認識いたしました。相違ないでしょうか。

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
26 (26, 27)	<p>・「(3) 主な意見」一個目に「諮問事項に該当する場合は必ず諮問すべき」とあるが、区が「諮問事項に該当する」と決定して条例等で定めなければ、諮問事項に該当するわけではないと思われるので、記載が不正確というかトートロジーに陥っているように思う。一個目の意見は全文を次のように改めるべきではないか。</p> <p>「区が必要と判断した場合のみ審議会に諮問するのでは、審議会諮問の必要性が、区の主観的な判断に委ねられることになり、個人情報保護のための第三者によるチェックが実施すらされないおそれもある。個人情報保護のために第三者によるチェックが重要と考えられる場合は、区が恣意的に判断せずに、必ず審議会に諮問するようにすべきである。そのため、自己点検表の策定や条例要配慮個人情報の制定以外にも、審議会に諮問すべき場合について、予め区として明確にすべきである」</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、当該記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p> <p>・「(4) 当部会の考え方」1行目「許容されないことになるが」→「国の考え方によれば許容されないことになるが」</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、当該記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p> <p>・「(4) 当部会の考え方」3行目「体制を確保し、個人情報の適正な取扱いに努めることが望ましい」ではなく、「体制を確保し、個人情報の適正な取扱いを実施すべきである」に修正すべき。</p> <p>⇒いただいたご意見のとおり、当該記載を修正し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p> <p>・「(4) 当部会の考え方」8行目「定期的な外部チェック及び審査基準の改善の機会」の意味が不明瞭だと思う。「定期的な外部チェック」というのは自己点検表を定期的に審議会諮問することを指しているのか。審査基準というのは、自己点検基準のことか。</p> <p>⇒おっしゃるとおり、「定期的な外部チェック」は自己点検表の妥当性について審議会に定期的に諮問することを指します。また、後述いたしますが、審査基準、すなわち「自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」についても定期的な外部チェック及び改善の機会を確保すべき対象と考えておりますので、「審査基準の」の文言を削り、「自己点検表」の記載を「自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」と修正させていただきます。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
26 (24, 26, 27, 巻末 資料 2)	<p>・何について自己点検するのかは、いつ明らかになるのか。巻末資料 2 には「個人情報の収集、本人外収集の制限等の類型的事項」とあるが、「個人情報の収集、本人外収集の制限」以外にはどのような場合にどのような方法で自己点検が行われるのか。「類型的事項」というのは、何を指しているのか。これらの点は、前回も意見としてお出ししているが、前回の資料 9 別紙 2 よりも、今回の報告書案の方が不明瞭になっていると考える。安全管理措置基準、安全管理措置の具体的内容等が諮問事項となることについては、どこから読み取れるのか。</p> <p>⇒自己点検の対象は、報告書案 p. 24 の①のアに記載の「個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算機組織への記録、電子計算組織の結合禁止」、すなわち現行条例において審議会への諮問・報告規定が定められている事項を指します。</p> <p>また、「類型的事項」とはこれらの事項を指します。</p> <p>なお、現行条例には目的外利用の承認基準などの具体的な規定は存在せず、審議会において承認をいただくことをもってその案件の適正さを担保しておりましたが、改正法の施行により個別案件の諮問・報告ができなくなることを踏まえ、審議会における外部チェックの代替手段として、満たすべき安全管理措置の基準等を自己点検表として具体化し、これに基づいて内部審査を行うことを考えております。</p> <p>自己点検表の策定に当たってはその根拠となる安全管理措置基準の策定が必要となると考えておりますが、この安全管理措置基準が諮問事項であることを明確にするため、p. 24、p. 26 及び p. 27 の「自己点検表」の記載を「自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」と修正させていただきます。</p> <p>また、これに合わせ、巻末資料 2 についても「個人情報の収集、本人外収集の制限等の類型的事項」の記載を「個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算機組織への記録、電子計算組織の結合禁止）」に修正し、「自己点検表」の記載を「自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」と修正させていただきます。</p>

頁 () 内は 修正版の 頁	ご意見
26 (26, 27)	<p>・「(4) 当部会の考え方」9行目、「内部審査の結果については、審議会に報告する」とあるが、具体的にどのような内部審査がなされたかを把握することで、自己点検基準の見直しなども実効的に行うことができる。したがって内部審査の結果についての区からの報告が、あまりに簡素であると、充実した審議にならないと思うため、丁寧な報告をお願いしたく、その意見も明記していただきたい。</p> <p>⇒いただいたご意見について、「(3) 主な意見」(p. 26)に明記し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。</p>
26 (24, 巻末 資料 2)	<p>・行政機関等匿名加工情報を区として導入する際も、審議会諮問事項になる旨、前回の意見への回答としてはいただいているが、報告書には記載がない。なぜか。</p> <p>⇒いただいたご意見について、別添のとおり報告書の p. 24 の①ウ及び②イに明記し、13日の第4回部会にてお示しさせていただきます。また、巻末資料2の該当箇所についても併せて修正をさせていただきます。ご回答いたしました内容が反映されておらず、大変申し訳ありませんでした。</p>
-	<p>・第1回からいろいろと意見させていただいているが、あまり私の意見を報告書に記載していただけていないように思う。何回も部会を開催しており、どのような議論が行われて、どのような意見が出たかを報告書で示すことは重要に思われるので、報告書は丁寧な記載をお願いしたい。</p> <p>⇒ご意見が十分に反映されておらず、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>おっしゃるとおり、報告書において議論や意見の内容をお示しすることは重要なことだと考えておりますので、いただいたご意見について丁寧に記載するよう心がけてまいります。</p>